

マイナス4℃で凍結注意!!

毎年12月から2月にかけて、水道の凍結事故が多発しています。札幌市内の水道凍結による修繕件数は年間7千件近く!にのぼっています。

水道が凍結すると、水道が使えなくなるだけでなく、修理に多くの費用がかかってしまいます。

凍結防止には、水道管の水抜きが最も効果的です!



こんな時は「水抜き」を!

- 外気温が-4℃以下になるとき
- 就寝時や旅行など、長時間水道を使用しないとき
- 一日中外気温が氷点下の真冬が続くとき

もしも水道が凍結してしまったら...

軽い凍結なら自分で直せる場合もあります。

露出している管や蛇口にタオルを巻きつけ、上からお湯をゆっくりかける



注意 熱湯を直接かけたり、直火を当てたりすると、蛇口や水道管が破裂したり、火災の危険があるのでやめましょう。

直せない時は、指定給水装置工事業者に修理を依頼してください(修理費用はお客様の自己負担です)。

水抜きの方法や指定給水装置工事業者がわからない場合は、水道局ホームページをご覧ください。お住まいの区を担当する配水管理課へお問い合わせください。

水抜き解説動画をホームページで公開中!



札幌 水道 凍結

■ 担当：各配水管理課 ☞ 相談窓口一覧参照

SAPPORO

引っ越しなどの各種届け出・お問い合わせは

水道局電話受付センター

☎ 211-7770 FAX 211-7777 (引っ越し専用)

■ 引っ越し等の届け出

8時00分～21時00分(無休)

■ 口座振替・クレジットカード払いに関するお問い合わせ

平日 8時45分～17時15分

■ 道路からの水漏れ、急な水道故障、詳しい担当のご案内

24時間(無休)

水道局ホームページでもお手続きできます



相談窓口 平日 8時45分～17時15分

水道料金のお支払いのご相談・水道料金に関するお問い合わせ

お住まいの区	担当	住所	連絡先
中央区・南区	中部料金課	中)大通東11丁目23	☎ 211-7200 FAX 231-2766
北区・東区・西区・手稲区	北部料金課	北)新琴似6条2丁目1-1	☎ 762-7200 FAX 761-6976
豊平区・清田区・白石区	南部料金課	豊)豊平8条10丁目2-1	☎ 812-7200 FAX 814-2006
厚別区	ヴェオリア・ジェネッツ(株)	白)南郷通20丁目北3-28 札幌南郷ビル4階	☎ 864-3800 FAX 864-3850

ご家庭の水道工事や故障などのご相談 各配水管理課へ

お住まいの区	担当	住所	連絡先
中央区・南区	中部配水管理課	南)川沿2条2丁目2-7	☎ 572-7300 FAX 572-7525
北区・東区	北部配水管理課	北)新琴似6条2丁目1-1	☎ 762-7300 FAX 761-7515
豊平区・清田区・白石区・厚別区	南部配水管理課	豊)豊平8条10丁目2-1	☎ 812-7300 FAX 812-7450
西区・手稲区	西部配水管理課	西)八軒6条西2丁目1-5	☎ 618-7300 FAX 622-8735

新設・撤去・改造(給水装置工事)などのご相談

給水装置課へ

お住まいの区	担当課	住所(庁舎)	連絡先
全区	給水装置課 審査係	中)大通東11丁目23 水道局本局庁舎2階	☎ 211-7081 FAX 211-7082

※札幌市外から、または携帯電話からおかけの場合は、電話番号のはじめに市外局番011を付けてください。

発行 札幌市水道局企画課

札幌市中央区大通東11丁目23
URL <https://www.city.sapporo.jp/suido/>



札幌市水道局
公式キャラクター
ウォッピ

じゃくち通信

No.36
令和4年 秋冬号
特別号

新鮮な水と情報とどけます



TOPICS

- マンション等集合住宅に入居されている方の水道料金の減額について
- マイナス4℃で凍結注意!
- 水源の分散化に取り組んでいます



安心でおいしい水をいつまでも
札幌市水道局

マンション等集合住宅に入居されている方の水道料金の減額について

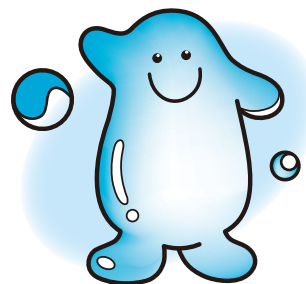
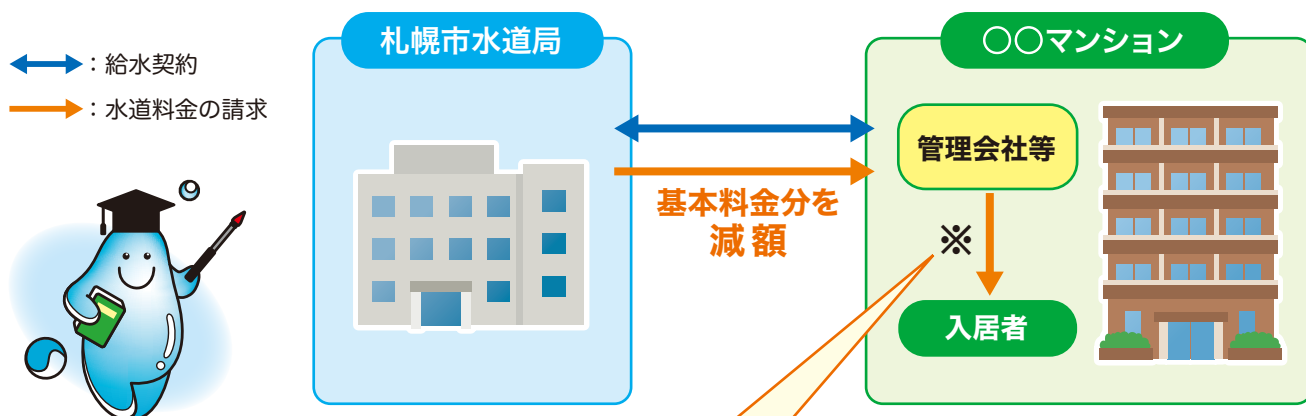
札幌市では、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化している中、現在の原油価格の高騰や物価高騰に直面している市民の皆様の「生活支援」の取組を進めております。

この取組の一環として、家事用でお使いの方の水道料金のうち、令和4年10月・11月検針分の基本料金を減額いたします。

じゃぐち通信【特別号】をお受取りになられた方の水道料金につきましては、マンション等集合住宅の管理会社、管理組合又は建物の所有者（オーナー）が札幌市と給水契約を結んでおり、管理会社等から入居されている方の水道料金を一括してお支払いいただいております。

この場合は、札幌市と給水契約を結んでいるのが管理会社等であるため、管理会社等に請求する水道料金のうち、既にお届けいただいている入居世帯数分の基本料金を減額いたします。

（札幌市と給水契約を結んでいない入居者に対して、水道料金を直接減額することはできません。）



管理会社等が入居されている方に請求する水道料金につきましては、入居されている方と管理会社等との取決め（契約）となっておりますので、例えば、維持管理費へ充当する取決めになっているなど、入居者に対して直接減額が反映されない場合があります。

（注）今回の減額について、入居されている方へ水道局から電話や訪問をすることはありません。

●水道局ホームページもご確認ください。



■お問い合わせ先：
水道局電話受付センター ☎211-7770
（平日 8時45分～17時15分）

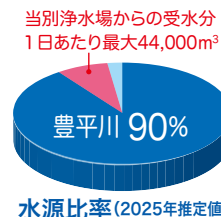
水源の分散化に取り組んでいます

札幌市は、「水源の分散化」を目的として、豊平川に集中している現在の水源以外にも安定した水源を確保するために、北海道、小樽市、石狩市、当別町とともに、石狩西部広域水道企業団に参画しており、2025年度から当別浄水場でつくった水道水を受水する予定です。



Q 受水することで、どのくらいの効果があるの？

A 札幌市の水源の98%は「豊平川」です。受水することで豊平川の水源比率を90%まで下げることができ、大雨により豊平川の水がにごって水道水がつかれない場合でも、1日あたり生活用水20リットル*市民全員分を確保することができます。*災害時に飲用や洗面などの用途として必要とされる量



札幌市水道局ホームページ
（石狩西部広域水道企業団への参画）

■担当：計画課 ☎211-7052